



登戸まちづくり

No.101

編集・発行

川崎市登戸区画整理事務所
〒214-0014



川崎市多摩区登戸2202番地1
電話044(933)8511
FAX044(934)3881

「登戸・遊園こうしん中 2022」を開催しました！



登戸・遊園
こうしん中

芝生広場を使った親子ヨガの様子。
その他、町会の御神輿や和太鼓の展
示も大人気でした。
左は取組のロゴマークです。

道路を憩い交流できる空間に
川崎市では、道路上にテーブルやベンチなどを設
置して、人々が憩い、交流できる空間を生み出す取組
を行っており、市道登戸2号線と区役所通り登栄会
商店街の2つの通りで実現に向けた社会実験を展開
しています。
道路や空き地などの公共空間について、人々が憩
い、交流する場として活用する取組を「登戸・遊園こ
うしん中」と名付け、昨年10月には、2つの通りや
区画整理で生まれた空き地を活用して、社会実験と
地域主体のイベントを同時に行う「登戸・遊園こうし
ん中2022」を開催し、約1万人もの方にご来場い
ただきました。

登戸2号線の様子

登戸2号線では、歩道上に木製のバレッ
トを組み合わせて設置した休憩スペース
や、ワークショップに参加した地域の方々
が道路でやってみたいことを企画・実践す
るスペースなどを設けました。

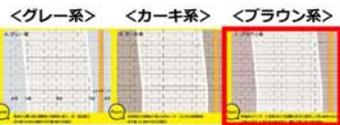
また、週末には、車両を通行止めにして
道路全体をイベント会場として活用し、芝
生広場や川崎フロンタールの企画などで、
子どもから大人まで多くの方が楽しむ姿
が見られました。

登栄会商店街の様子

区役所通り登栄会商店街では、一方通行化・無
電柱化により将来広がる歩行空間に、ベンチや植
栽などを設置し体験してもらうことで、整備後の
通りのイメージを皆さんに知っていただきまし
た。また、好みの舗装の色を選ぶ投票会も実施し
ました。投票結果については左下図のとおりです。



登栄会商店街の将来の通りのイメージを体験



180票 371票 571票

みんなで通りを育てよう！

こうした通りをつくり育てるためには、地域の方々の主体的な参加が不可欠となります。今後もワークショップやイベントの開催など、参加や交流の機会を継続的に設けていきますので、皆さん、ぜひご参加をお願いします。



事業計画変更について

事業計画(第6回)変更の認可手續が完了しました

事業完了に向けた着実な事業推進を図るとともに、地域生活拠点にふさわしいまちづくりを推進するため、総事業費の見直しなどの事業計画変更の手續を進めてまいりましたが、本年1月11日に国土交通省の認可を受け、事業計画(第6回)を定めました。
引き続き、令和7年度の建築物等の移転及び道路等の都市基盤整備の完了に向けて事業を推進してまいりますので、事業へのご理解、ご協力をお願いします。

登戸駅前広場の整備について

登戸駅前広場(約4600平方メートル)は、左図イメージのとおり、バスバースを乗車用・降車用合わせて4バース配置し、ユニバーサルデザインタクシーに対応したタクシーバースや障がい者用停車施設、一般車バースを整備する計画です。また、居心地が良く歩きやすいまちなかの実現を目指し、駅前広場と、そこに接続する主要な道路について

は、無電柱化するとともに、乗換用のデッキと連続したシエルト(上屋)の設置や、生田緑地への玄関口にふさわしい自然の風合いを感じられる歩行空間及び植栽などを計画しています。



※現在のイメージであり、今後の関係機関との協議等により変更する場合があります。

登戸駅前広場イメージ

工事は、本年秋頃から着手し、令和7年度に完了する予定です。

事業に関するお知らせ

清算金制度概要の ホームページ公開について

土地区画整理事業において、区画整理前の「従前の土地」と区画整理後の「換地」との間に生じる不均衡を是正するために、施行者(川崎市)が土地の権利者の皆様に対して「徴収」又は「交付」する金銭のことを清算金といたします。

清算金は、換地計画で定められ、換地処分により仮換地が換地となり、その公告の翌日に金額が確定するもので、その後には徴収又は交付の手続を行います。

清算金制度の概要について、事務所ホームページ内に記事を公開しました。今後、本紙やホームページにて制度やスケジュールなどをご案内していきます。

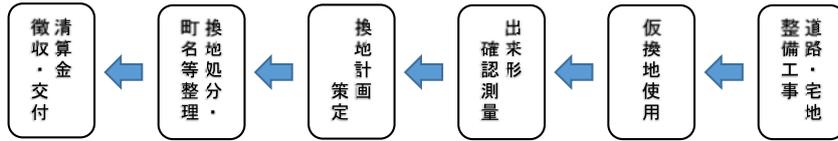
出来形確認測量を開始しました

道路及び宅地の整備が完了した範囲について、今年度から順次、仮換地の境界点を点検・確認するための出来形確認測量を開始しました。測量作業の際に、皆様の敷地に立ち入らせていただく必要があり、対象の方には事前にお知らせした上で作業を進めていきますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

土地区画整理事業完了後の町名等について

換地処分がされると、整備された街区に整合させて、町名、町界、地番を整理し直すこととなり、現在利用している住所も変わります。

今年度から、町名等の具体的な検討を開始しました。検討の進捗に応じて状況の報告やご意見を伺うことを予定していますので、ご協力をよろしくお願いたします。



土地の分筆、権利の変動(相続・売買等)、 建築行為に係る手続等について

●土地の分筆等について
登戸土地区画整理事業地区内の土地について、分筆又は合筆をされる方は、当事業の換地設計と照合させる必要がありますので、事前に「換地担当」にお知らせください。

●権利の変動について
登戸土地区画整理事業地区内の土地について、相続や売買等により、所有権や借地権などの権利の変動がある場合は「換地担当」にお知らせください。

●建築行為等の許可について
登戸土地区画整理事業地区内は、事業を円滑に推進するため、土地区画整理法第76条に定める建築行為等の制限を行っています。

- 建築行為等の制限の内容**
- 一 土地の形状の変更(土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状及び地質の変更)
 - 二 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
 - 三 政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

これらの行為は原則として許可が必要になりますので、建築行為等を計画されている方は、事前に「企画担当」にご相談ください。
なお、仮換地での建築工事の際には、境界杭の埋設を行う場合がありますので、併せてご相談ください。

◆業者等からの仮換地情報などの問合せについて
事業の進捗に伴い、業者等から当事務所に仮換地情報などの問合せが増えていきます。

当事務所では、権利者の同意等を得ていない場合、第三者に対して仮換地情報などの提供は行いません。当事務所が業者等に仮換地情報などを提供する場合は、権利者の同意文書(委任状)が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

無料専門相談について(予約制)

登戸区画整理事務所では、専門家による無料相談を月に1回(1月及び8月を除く)実施しています。
相談を希望される方は、相談日を確認の上、事前に予約してください。
なお、予約は相談日の1週間前までとなりますので、注意してください。

相談	相談日	予約締切日
無料法律相談 【相談員】 藤田 勝氏 (弁護士)	4月11日(火)	4月4日(火)
	5月16日(火)	5月9日(火)
	6月6日(火)	5月30日(火)
	7月11日(火)	7月4日(火)
無料不動産相談 【相談員】 石田 茂氏 (不動産鑑定士)	4月12日(水)	4月5日(水)
	5月17日(水)	5月10日(水)
	6月7日(水)	5月31日(水)
	7月12日(水)	7月5日(水)
無料財務相談 【相談員】 福田 一弘氏 (税理士)	4月13日(木)	4月6日(木)
	5月18日(木)	5月11日(木)
	6月8日(木)	6月1日(木)
	7月13日(木)	7月6日(木)
	9月7日(木)	8月31日(木)

【場所】: 登戸区画整理事務所

【時間】: 午後1時30分～午後4時

◆相談員の都合等により日程が変更されることがあります。

※事前予約が必要です。予約なしでの相談は受け付けておりません。
※申込状況によっては、翌月以降の相談とさせていただきます。
※相談内容は、区画整理事業に関することに限ります。

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所

電話 044-933-8511 (代表)

- 無料相談、まちづくり推進協議会・・・(庶務担当) 933-8511
- 事業計画、建築行為等の許可・・・(企画担当) 933-8512
- 仮換地指定、権利変動・・・(換地担当) 933-8571
- 建物等移転補償・・・(補償担当) 933-8580
- 道路及び宅地工事・・・(工事担当) 933-8581

(※) 登戸区画整理事務所ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-2-1-5-1-0-0-0-0-0-0.html>

